

安来市国土強靱化地域計画

令和2年5月	策定
令和4年3月	改訂
令和5年3月	変更
令和6年3月	変更
令和7年3月	変更
令和8年3月	改訂

安 来 市

目次

1. 基本的考え方	2
（1）計画策定の背景	2
（2）関連する計画	3
（3）国土強靱化に関する取り組み	4
（4）計画の位置づけ	5
（5）計画の見直し	5
（6）計画の推進	5
（7）国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針	6
2. 安来市の地域特性	7
3. 安来市の災害特性	8
4. 推進方針の検討	13
5. 施策分野ごとの推進方針	17
（1）行政機能	17
（2）住宅・都市・土地利用	21
（3）保健医療・福祉、教育	25
（4）エネルギー・ライフライン	27
（5）情報通信	30
（6）交通・物流	31
（7）経済産業	33
（8）国土保全	35
（9）環境	37
（10）横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）	38
（11）横断的分野（老朽化対策）	40

（別表1）施策分野ごとの推進方針に関連する指標

（別表2）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

（別表3）リスクシナリオを回避するための具体的な事業一覧

1. 基本的考え方

(1) 計画策定の背景

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定された。

平成30年12月には、平成28年熊本地震など国の基本計画決定後に発生した災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、国の基本計画が見直されるとともに、重要インフラ等の機能維持のために緊急に実施すべき施策に取り組むための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

さらに、令和2年12月には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、取組の更なる加速化・深化を図ることとされた。

令和7年6月には、5か年加速化対策に続く「第1次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定され、防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進と、災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境といった3つの状況変化に対応していくこととされた。

国土強靱化とは、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。

また、国土強靱化計画とは、自然災害の種類や規模に関わらず、災害発生時に想定される「起きてはならない最悪の事態」を回避するための「平時」に必要な施策について、脆弱性評価に基づき、今後の推進方針をまとめるものである。

安来市においては、大規模自然災害等への備えとして、安来市地域防災計画における予防計画に基づく風水害や地震災害に対する直接的な予防対策をはじめ、国土強靱化に資する様々な施策を行ってきており、令和2年5月に、国や県の動きに併せ、安来市の強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針として、「安来市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

その後、本計画策定後に発生した災害（令和3年7月豪雨等）から得られた教訓や社会経済情勢の変化、国の基本計画の見直し等を踏まえ、令和4年3月に本計画を改訂した。

このたび、本計画策定から一定期間が経過したこと、令和8年3月に策定された「第3次安来市総合計画」等を踏まえ、本計画を見直すものである。

(2) 関連する計画

第3次安来市総合計画（R7年3月）

第3期安来市創生総合戦略（R7年3月）

安来市地域防災計画（R7年6月）

安来市水防計画（R7年6月）

安来市業務継続計画（H29年3月）

安来市公共施設等総合管理計画（R4年3月）

長寿命化基本計画に基づく個別施設計画（橋梁長寿命化計画）（R3年3月）

第2次安来市DX推進計画（R8年3月）

原子力災害に備えた安来市広域避難計画（R7年3月）

第四次安来市公営住宅等長寿命化計画（R6年4月）

安来市建築物耐震改修促進計画（H29年3月）

第2期安来市空家等対策計画（R5年3月）

安来市災害廃棄物処理計画（R4年1月）

安来市上下水道耐震化計画（R7年1月）

(3) 国土強靱化に関する取り組み

【本市における国土強靱化に関する近年の主な取り組み】

①防災関係計画

- ・安来市地域防災計画の改訂（R 7年6月）
- ・安来市業務継続計画の策定（H 29年）

②耐震化・老朽化対策

- ・安来市公共施設等総合管理計画の改訂（R 4年3月）
- ・長寿命化基本計画に基づく個別施設計画（橋梁長寿命化計画）（R 3年）
- ・安来市建築物耐震改修促進計画（H 29年）
- ・第四次安来市公営住宅等長寿命化計画（R 6年4月）
- ・第2期安来市空家等対策計画（R 5年3月）
- ・安来市上下水道耐震化計画（R 7年1月）

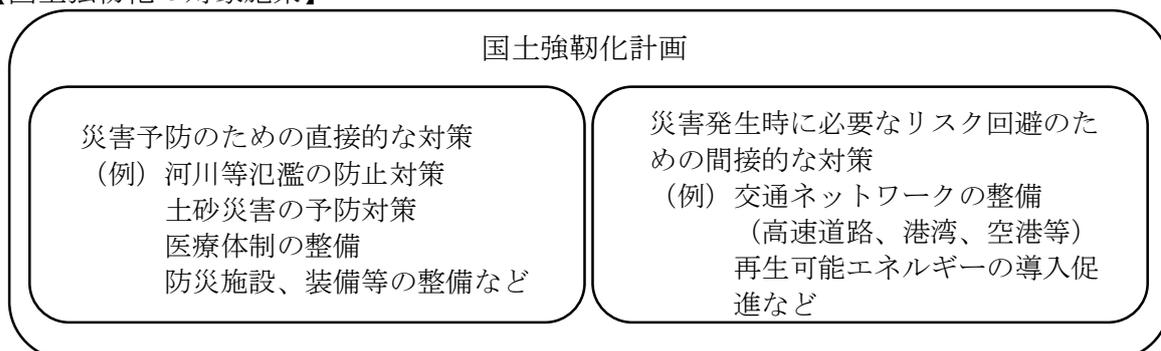
③情報伝達体制の整備

- ・行政告知端末の設置（H 23年）
- ・安来市緊急情報送信システム更改（R 3年）
- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）の更新（H 29年）
- ・第2次安来市DX推進計画の策定（R 8年3月）

④その他災害活動体制の整備

- ・消防庁舎建替（72時間稼働の非常用発電機整備）（H 27年）
- ・安来庁舎建替（72時間稼働の非常用発電機整備）（H 29年）
- ・防災研修棟新設（72時間稼働の非常用発電機整備）（H 31年3月）
- ・比田防災拠点施設竣工（ヘリポート整備）（令和7年4月）

【国土強靱化の対象施策】



(4) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、安来市の国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針である。

(5) 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画を見直すこととする。その際、市の基本方針となる「安来市総合計画」や、「安来市地域防災計画」等の市の各種計画と整合した計画とする。

また、計画期間中、必要に応じて適宜計画を変更する。

(6) 計画の推進

本計画では、別表1「施策分野ごとの推進方針に関連する指標」として、主として安来市総合計画で設定する重要業績評価指標（KPI）を用いたうえで、第3次安来市総合計画（前期基本計画）の終期となる令和12年度の目標値を設定している。

安来市総合計画等では、PDCAサイクルを通じた評価を毎年度実施しており、本計画に基づく各種施策についても、これらの行政評価等を通じて計画の進捗管理を行う。

今後、安来市総合計画等が改定され、KPIの見直しが行われた場合には、本計画のKPIの見直しを行う。

また、安来市総合計画等における毎年度ごとの各事業の達成状況等に応じたKPIの数値の修正が行われた場合には、本計画のKPIへ反映させるものとする。

本計画に基づき実施する事業については、別表3「リスクシナリオを回避するための具体的な事業一覧」を毎年度定めることとする。

(7) 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針

安来市が国土強靱化に取り組んで行くにあたっての基本的な方針については、国及び県の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

安来市の取り組みにあたっては、国及び県の基本計画、民間が実施する取り組みと連携を図りながら進める。

1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活力を高め依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ
- ④ あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する

2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策（防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市、民間が適切に連携及び役割分担して強靱化に資する適切な対策を講ずる
- ③ 非常時における防災・減災等の効果の発揮のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

3) 効果的な施策の推進

- ① 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる
- ② 既存の社会資本の有効活用や、民間資金の積極的な活用を図る
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する

4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる
- ③ 環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る

2. 安来市の地域特性

安来市は島根県の東部、鳥取県との県境に位置し、東は米子市・南部町、南は日南町（以上鳥取県）・奥出雲町、西は松江市・雲南市に接している。市域は東西およそ22キロメートル、南北およそ28キロメートルで、面積は420.93平方キロメートルで、島根県全体の約6.3%を占めている。

安来市の南部は中国山地に連なり、そこを源流として中海に注ぐ飯梨川・伯太川全流域が市域に含まれる。下流域に形成された三角州には広大な耕地が広がり、上流域には豊かな森林と県東部の水瓶としての機能も果たす布部ダム・山佐ダムがある。

人口は、約3万4千人（令和7年12月末現在）であり、高齢化率は、38.5%（令和2年3月末現在）となっている。

気候は、本市管内の近年の平均気温は12℃から15℃で、平均降水量は1,800ミリから1,900ミリとなっている。気候は山陰特有の低温多湿で日照時間も短く、特に冬季は降水が多く、積雪もある。

3. 安来市の災害特性

本市は、天井川などの河川状況及び低平な沖積平野からなる地形条件により、集中豪雨や台風などの際には浸水被害などの影響を受けやすい。また、真砂土化した丘陵地の直下に住宅等が立地する箇所も多く、土砂災害の危険性が高い。地盤については、山地・丘陵地と沖積平野・人工地盤に区分され地区別に大きく異なるが、沖積層及び干拓地域では、大きな地震の際に強震動や液状化による被害を受けやすい。

1 風水害等

(1) 災害気象

本市に災害をもたらす気象の代表的なものには、梅雨期の豪雨、夏季の台風及び冬の降雪があげられる。台風の直撃は太平洋岸に比較し少ないが、進路によっては本市も中海の水位上昇等に伴う高潮等の影響を受ける。

また、昭和39年7月の梅雨末期の集中豪雨（18日午前9時からの24時間雨量は304.8mm）では市内各地での山崩れによる住宅全・半壊35戸、田頼川・吉田川などの中小河川の氾濫による床上浸水138戸など大きな被害を受けている。この災害では大雨注意報の時点で氾濫・土砂崩れが多発し、各地で緊急避難を実施する切迫した状況に追い込まれた。昭和47年7月にも、梅雨前線の停滞による豪雨（降り始めからの総雨量400mm）で、中小河川の氾濫、山崩れなどにより大きな被害を受けた。

この他に、昭和38年1月の豪雪、昭和46年の豪雪、平成18年豪雪を起因とする農作物・交通被害などがあげられる。

(2) 想定災害

想定災害は、県下において既往の風水害のうち最大規模であった災害、昭和58年7月豪雨（いわゆる山陰豪雨）、平成3年の台風19号による大雨・豪雨による被害に基づき、安来市の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮する必要がある。

想定される豪雨・台風の規模等

災害名 年月日	山 陰 豪 雨 (昭和58年7月20～23日)	台 風 1 9 号 (平成3年9月27～28日)
気象概況	時間最大雨量 91.0mm(浜田)23日01時40分 日最大雨量 331.5mm(浜田)23日 総降水量の最大値 521.5mm(浜田) 19日21時20分から 23日15時20分まで	最大瞬間風速・風向 56.5m/s(松江)WNW 27日23時04分 最大風速・風向 28.5m/s(松江)W 27日23時00分 総降水量の最大値 43.0mm(西郷) 26日20時15分から 28日06時35分まで

2 地震災害

(1) 過去の地震災害

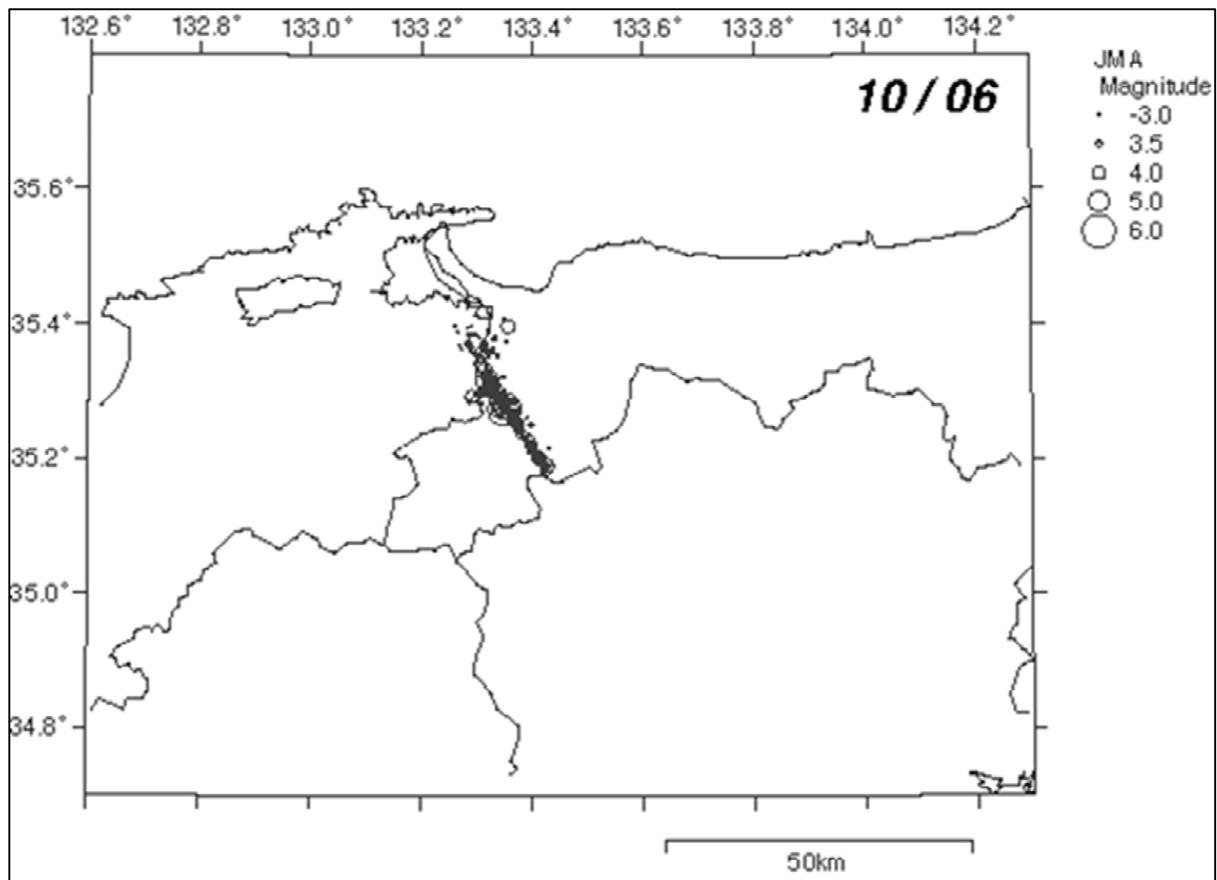
歴史資料によると、本市周辺では西暦880年の出雲地震(M7)、西暦1872年の浜田地震(M7.1)の大規模な地震が発生している。

最近では、平成12年10月6日に発生した「鳥取県西部地震」(M7.3)により、島根県東部は震度5強の強いゆれを観測した。消防庁の確定報(平成14年10月10日)によると、この地震により、鳥取県での重傷者は31名、軽傷者は110名、島根県での重傷者は2名、軽傷者は9名に達し、建物の損壊、山崩れによる山林や農作物への被害、ライフラインや交通網等にも大きな被害を及ぼすとともに、県と市町村の連絡体制等、様々な課題も残すものとなった。本市においても、強振動による住宅、擁壁・ブロック塀の倒壊、急傾斜地の崩壊、中海沿岸の干拓地で液状化現象による道路陥没等が起こり、大きな被害が生じた。

鳥取県西部地震による安来市の主な被害（旧市町合算）

人的被害	重傷 2 人、軽傷 4 人
住宅等被害	全壊 3 2 世帯、半壊 5 7 0 世帯、一部破壊 3, 1 5 6 世帯、 公共建築物被害 1 1 9 棟
道路等被害	道路被害 8 1 箇所、河川被害 6 箇所、がけ崩れ 2 0 箇所
その他被害	水道本管漏水 9 5 箇所、ブロック塀等被害 2, 4 7 0 箇所

平成 1 2 年 1 0 月 6 日の震源分布（地震調査研究推進本部）



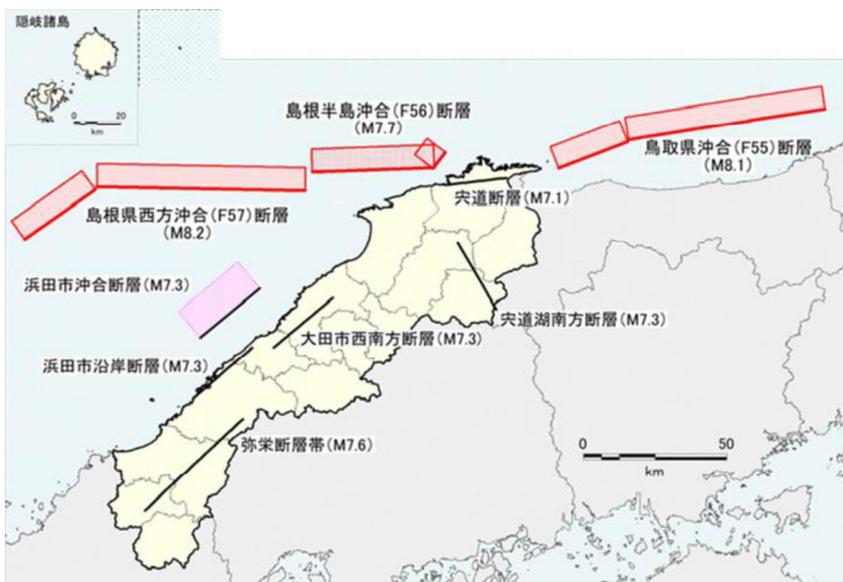
(2) 安来市周辺の想定地震と被害想定結果概要

「島根県地震・津波被害想定調査報告書」(平成30年3月)による想定される地震は、表1-1に示す10地震である。なお、本市に最も被害をもたらすと予想されるのは、鳥取県沖合(F55)断層の地震で、その被害想定概要は、表1-2に示すとおりである。

表1-1 想定地震

	想定地震名	マグニチュード(Mj)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	青森県西方沖合(F24)断層の地震	8.4	—	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	鳥取県沖合(F55)断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根半島沖合(F56)断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根県西方沖合(F57)断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

注) マグニチュード(Mj) : 気象庁マグニチュード



断層の位置図 (海域の地震で地震動も想定した地震の断層も合わせて図示)

表 1 - 2 鳥取県沖合 (F 5 5) 断層の地震被害想定概要 (冬 1 8 時)

種別	被害項目	被害単位	島根県における被害想定概要	安来市における被害想定概要
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	4 9	4
		危険性が高い地すべり地 (箇所)	3 1	1
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)	—	—
建物	揺れによる建物被害	全壊数 (棟)	8, 4 4 0	1, 5 5 7
		半壊数 (棟)	2 6, 3 5 7	5, 8 5 1
	液状化による建物被害	全壊数 (棟)	4 0 3	8 5
		半壊数 (棟)	9 6 7	1 6 2
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数 (棟)	1 1 4	1 0
		半壊数 (棟)	2 6 6	2 3
	津波による建物被害	全壊数 (棟)	3 8 6	—
		半壊数 (棟)	1, 0 3 1	—
被害合計	全壊数 (棟)	9, 3 4 3	1, 6 5 2	
	半壊数 (棟)	2 8, 6 2 2	6, 0 3 6	
地震火災	出火	出火件数 (件)	8 9	1 8
	延焼	焼失棟数 (棟)	3, 8 9 0	1, 7 3 9
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数 (人)	1 4 6	2 3
		負傷者数 (人)	1, 8 4 4	2 9 6
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数 (人)	4	0
		負傷者数 (人)	5 7	5
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数 (人)	2	0
		負傷者数 (人)	2 9	4
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数 (人)	0	0
		負傷者数 (人)	1 1	3
	津波による死者	死者数 (人)	1 6 4	—
	火災による死傷者	死者数 (人)	1 6 2	7 8
負傷者数 (人)		5 5 0	2 6 6	
被害合計	死者数 (人)	4 8 0	1 0 1	
	負傷者数 (人)	2, 4 9 1	5 7 4	
ライフライン	上水道	断水世帯数 (世帯) (1 日後)	3 9, 2 0 2	3, 5 2 0
	下水道	影響人口 (人)	6, 8 5 9	8 0 7
	通信	不通回線数 (件)	3, 8 0 2	2, 2 5 7
	電力	停電件数 (件)	1 1, 5 9 0	3, 6 4 0
	都市ガス	供給支障件数 (件)	9, 9 3 3	—
	LP ガス	供給支障件数 (件)	4 6	9
交通	道路橋	大規模損傷 (箇所)	—	1
	鉄道	不通区間 (駅間数)	—	—
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)	—	6 3
生活支障等	避難者	避難者数 (人) (1~3 日後)	5 5, 0 5 2	6, 7 9 1
	疎開者	疎開者数 (人) (1~3 日後)	2 9, 6 0 0	3, 6 5 7
	帰宅困難者	(人)	4 1, 1 8 2	3, 9 6 6
	食料不足	食料 (食/日)	1 9 8, 1 8 8	2 4, 4 4 7
	震災廃棄物	発生量 (千トン)	1, 5 5 0	2 9 5
	災害用トイレ	必要個数 (基)	6 1 9	7 6
	エレベータ停止	停止台数 (基)	6 5 6	4 0
	医療機能	入院・重傷者数 (人)	—	4 7 9
	重要施設	危険性が高い施設 (箇所)	4 (浸水)	—
	孤立集落の発生	(地区)	1	—
経済被害	直接経済被害	(億円)	—	9, 3 4 9
	間接経済被害	(億円)	—	5, 1 7 6
	被害額合計	(億円)	—	1 4, 5 2 5

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

4. 推進方針の検討

国土強靱化地域計画は、国及び県の基本計画との調和を保つ必要があるため、本計画の基本目標と、基本目標を達成するための事前に備えるべき目標については、国及び県の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

また、脆弱性評価及び推進方針の検討についても、国の基本計画及び島根県の計画を参考とし、次の実施手順及び枠組みにより実施した。

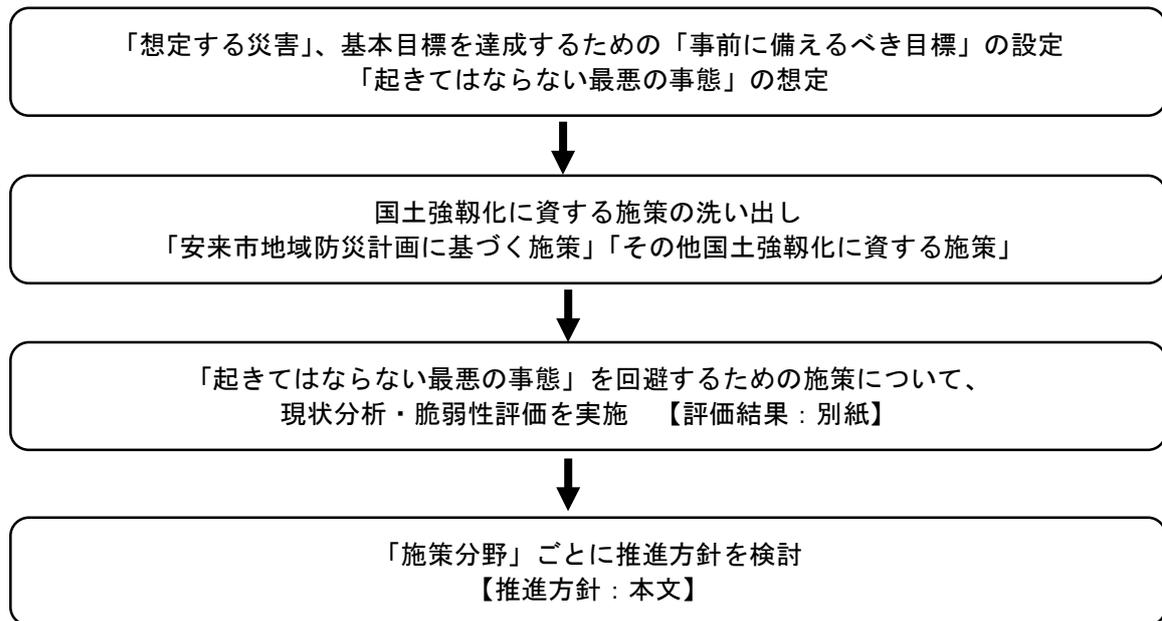
■基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

■基本目標を達成するための【事前に備えるべき目標】

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

■実施手順



■枠組み

1) 想定する災害

大規模自然災害は一度発生すれば市域の広範に甚大な被害をもたらすことから、本計画において想定する災害は、二次災害を含めた大規模自然災害とする。

2) 起きてはならない最悪の事態

次表のとおり、事前に備える目標別に、27の「起きてはならない最悪の事態」を想定した。

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による死傷者の発生
	1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	想定を越える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機能の機能不全
4. 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	4-2	有害物質の大規模拡散・流出
	4-3	原子力発電所の事故による原子力災害の発生・拡大
	4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下
5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-3	避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態
	6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

3) 施策分野

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分野として、次のとおり9の個別施策分野と2の横断的分野を設定した。

<個別施策分野>

- (1) 行政機能
- (2) 住宅・都市・土地利用
- (3) 保健医療・福祉、教育
- (4) エネルギー、ライフライン
- (5) 情報通信
- (6) 交通・物流
- (7) 経済産業
- (8) 国土保全
- (9) 環境

<横断的分野>

- (10) 横断的分野（避難訓練、防災組織、防災教育）
- (11) 横断的分野（老朽化対策）

4) 脆弱性評価と推進方針

安来市では、現行の安来市地域防災計画を参考とし、その他、国土強靱化に資する施策を含めて対象施策を洗い出し、2)の「起きてはならない最悪の事態」ごとに現状の脆弱性を別表2のとおり評価した。

そのうえで、3)の施策分野ごとに脆弱性を整理し、施策分野ごとに推進方針を検討した。

5. 施策分野ごとの推進方針

4で整理した脆弱性評価の結果を踏まえ、次の施策分野ごとの推進方針に基づき、今後、安来市の強靱化に向けた項目（事業）に取り組む。

(1) 行政機能

1) 防災活動体制の強化

(災害本部体制の強化)

- ・ 災害発生時に迅速に行動できるよう、職員の動員体制、登庁基準、応急活動のマニュアル、災害対策本部設置手順、防災対策室の運用方法、災害対策本部会議の運営要領等を随時見直し、習熟を図る。また、防災要員用の飲食物や燃料、非常用通信手段等を整備・強化する。【防災課】

(災害救助法等の運用体制の強化)

- ・ 災害救助法に基づく災害救助の基準・運用要領の習熟や実務研修会等により運用体制を強化する。【防災課・警防課】

(複合災害体制の整備)

- ・ 複合災害が発生した場合に備え、地域防災計画等の見直し、災害時の要員・資機材の投入判断や早期の外部への支援要請を踏まえた対応計画の策定、訓練の実施等を進める。【防災課・警防課】

(避難情報の基準の策定・避難体制の整備)

- ・ 市及び防災関係機関の避難計画の策定を進めるとともに、市民が安全・的確に避難行動を行うための体制を整備する。【防災課】

(広域応援協力体制の強化)

- ・ 大規模災害時における応急対策を迅速・的確に実施するため、各関係機関と連携を強化し広域的な支援・協力体制を強化する。【防災課】
- ・ 関係機関において相互応援の協定を締結する等、平時から体制を整備しておく。【防災課・警防課】

(地域消防力の強化)

- ・ 防火水槽や消火栓、消防車両等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものがあり、計画的な更新や機能強化を図る。【警防課】
- ・ 消防団員の確保にあたっては、移住・定住者・女性等の入団を促す等、多様な担い手の確保に取り組む。【消防総務課】
- ・ 地域消防力の向上に向け、防災士・応急危険度判定士の育成等を促すとともに、装備や資機材、備蓄等の充実・強化を進める。【防災課・建築住宅課・総務課・財政課・消防総務課】
- ・ 各学校、医療機関、福祉施設等を対象とした避難訓練の実施を推進する。【防災課・予防課】
- ・ 各学校で避難訓練や防災教育を行い、児童・生徒に対する防災意識の向上を促す。【学校教育課】
- ・ 大規模災害発生時の円滑な救急・救助活動に向け、関係機関の連携強化に取り組むとともに、合同の防災訓練等を行う。【防災課・警防課】

(家庭の防災力の強化)

- ・ 防災の基本は、“自助”であることの認識のもと、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練への参加促進やマイタイムラインの普及等に努める。【防災課】
- ・ 住民を対象とした、防災講習、ワークショップ等を開催し、防災の知識技能の普及啓発及び市の防災施設や危険箇所を周知し、住民の防災対策や意識向上を促す。【防災課】
- ・ 家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。【防災課】
- ・ 震災時等における火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。【予防課】

2) 救急・救助体制の整備、火災予防

(救急・救助の体制や資機材の充実)

- ・ 大規模災害時の対応を強化するため、消防本部を主体とした救急・救助体制の強化に努める。資機材の整備については、国の補助制度の活用等、消防本部に対して必要な支援をしていく。【警防課】
- ・ 大規模災害時における傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の定着を図るとともに、急性期の救助活動について、DMATや各種医療救護班と関係機関との連携体制の確立を図る。【警防課】

(消防団等の育成強化)

- ・ 消防団員の確保や消防団の強化を図るため、表彰、広報、消防協会への支援等を行う。【消防総務課】
- ・ 消防団等に係る教育訓練等の機会の充実を図る。【消防総務課】

(出火防止)

- ・ 出火防止措置の周知・徹底のため、火災予防に関して、住民への啓発及び消防機関への情報提供等を行う。【予防課】
- ・ 地域及び事業所での自主防災体制の整備を促し、総合防災訓練等を通じて防災力の向上を図る。【防災課・定住産業課・警防課】
- ・ 中山間地域における消防力の強化のため、防火水槽の設置を推進していく。【警防課】

3) 行政機能の維持

(公的機関等の業務継続性の確保)

- ・ 災害発生時に優先度の高い業務を実施していくため、策定した業務継続計画の習熟を図る。【防災課】

(重要データの遠隔地バックアップ)

- ・ 業務システムの重要データの消失を防止し、行政機能の早期復旧を図るため、バックアップ用のデータを遠隔地に保存する対策を推進する。【情報管理課】

(ICT部門における業務継続計画（ICT-BCP）の策定と運用)

- ・ 大規模災害時においても業務を継続することができるようにするため、各システムの業務継続計画の策定を推進し、業務継続に必要な体制を整備する。また、実践的な訓練を実施し、結果を検証して計画を適宜修正していく。【情報管理課】

(全県域WAN（行政ネットワーク等）の整備)

- ・ 大規模災害発生時においても行政ネットワークが使用できるようにするため、通信回線やネットワークの二重化、優先復旧稼働確保等の対策を推進する。【情報管理課】

(業務システムのサービス利用、外部のデータセンターの利用)

- ・ 大規模災害時においても各業務システムが使用できるようにするため、災害に影響を受けないサービス利用や基盤の整備を推進する。【情報管理課】

4) 防災施設等の整備、建築物の災害予防

(防災拠点の管理・運営)

- ・ 大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、マニュアル等を見直し防災拠点を適正に管理・運営する。また、防災関連施設等の整備・充実を促進する。【防災課】

(防災中枢機能等の確保・充実)

- ・ 河川の氾濫等により電力供給が停止するおそれがあるため、各施設管理者において、浸水対策を進める。【施設所管課】

(情報通信設備用及び震度観測設備用非常電源装置の燃料の確保)

- ・ 大規模災害時において不足する燃料を調達するため、他の防災機関や行政機関等との連携、燃料販売事業所との協定締結及び燃料貯蔵施設の新設・追加について検討する。【防災課】

(災害用臨時ヘリポートの整備)

- ・ 災害時に救助・救護活動を円滑にするため、臨時ヘリポートを公共の運動場等から事前に選定しておく。【警防課】

(建築物の災害予防)

- ・ 多数の者が利用する建築物等の安全性を高めるため、各施設管理者において、建築物の耐震化（除却を含む）、大空間天井並びに照明等の耐震化を進める。【施設所管課】

5) 防災訓練

(防災訓練)

- ・ 国や県、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。【防災課・警防課】

(2) 住宅・都市・土地利用

1) 建築物の災害予防

(建築物の災害予防)

- ・ 地震に対する建築物の被害を最小限に抑えるため、住宅及び建築物の耐震化、特定天井の撤去並びに照明器具の補強取付や、老朽危険空き家等の除却を促進する。【建築住宅課・施設所管課】
- ・ 住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、地震火災の発生等にもつながることから、人的・物的被害の軽減を目指し耐震化を促す。【建築住宅課】
- ・ 住民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修等の補助制度の周知を図り、広報・ホームページの充実も含めて、更なる住宅の耐震化を促す。【建築住宅課】
- ・ 民間住宅は依然として木造家屋を中心として構成されており、地震火災の同時発生により避難を困難にすることがある。特に木造住宅が密集しているところでは危険性が高まることから、建物の防火構造に対する指導等、民間住宅の不燃化に努める。【建築住宅課】
- ・ 家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。再掲【防災課】
- ・ 市役所等の公共施設の耐震化は進めてきたことから、今後は、指定避難所等となる交流センター等の耐震対策を進める。また、老朽化している公共施設については、適切な維持・改修に取り組むとともに、必要に応じて施設の統廃合・廃止等を検討していく。【施設所管課】
- ・ 市の公営住宅等は、老朽化が進んでいる公営住宅もあることから、維持補修、更新等を計画的に進める。【建築住宅課】
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、地域住宅政策推進事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物防災力緊急促進事業等を推進する。【建築住宅課】
- ・ 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な人が多く利用する施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置等による安全性の向上を促す。【福祉課・介護保険課】
- ・ 災害発生時の史跡・文化財の喪失等を防ぐため、史跡・文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。【文化課】

(工作物対策)

- ・ 地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするため、擁壁・ブロック塀の耐震対策の啓発を進め、所有者等に耐震化を促す。【建築住宅課】
- ・ 地震や暴風の際に市街地の道路等での安全確保のため、看板など老朽化した建物付属物への対策の啓発を進め、所有者等に安全対策を促す。【建築住宅課】

(建築物の天井の脱落対策)

- ・ 地震の際に、多数の者が利用する建築物の安全確保のため、特定天井の撤去の必要性の啓発を進め、改修の実施を促す。【建築住宅課・施設所管課】

2) 応急仮設住宅、危険度判定

(地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備)

- ・ 地震による被災建築物並びに被災宅地の危険度判定を円滑に行うため、県や関係団体と連携・協力した各種取組により現在の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の体制を維持する。【防災課・建築住宅課・土木建設課】

(罹災証明書の発行体制の整備)

- ・ 市町村に対する住家被害調査の担当者向け研修の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。【税務課・防災課・建築住宅課】

(応急仮設住宅等の確保体制の整備)

- ・ 平時から関係団体と連携し、応急仮設住宅建設の必要性がある場合は、供給に向けた体制整備を行う。【防災課・建築住宅課】
- ・ 各種災害の被害想定に基づく必要戸数を想定し、建設マニュアルの整備・更新、建設事業者等との事前協定の締結（建設・借上）、建設候補地リストの事前作成、定期的な事前訓練、関係機関との連絡体制の強化等、応急仮設住宅の供給に向けた体制強化を行う。【防災課・建築住宅課】

3) 都市づくり・土地利用

(防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・都市の不燃化の推進、まちの不燃化)

- ・ 地域住民の協力を得て、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定を推進するとともに、重要度に応じ、順次防止工事を実施する。【土木建設課・都市政策課】
- ・ 災害に強い市街地の形成を図るため、既成市街地及びその周辺地区において土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消や、道路、公園、広場等の都市基盤施設の整備を進める。【土木建設課・都市政策課】
- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法による宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を設けることにより、土地造成に伴う崩落や土砂流出の可能性が高い地域における造成工事等を規制することで、宅地造成や盛土等に起因する災害の防止を図る。【都市政策課】
- ・ 土砂災害防止法に基づく各種広報や防災学習会等による土砂災害警戒区域等の周知を図る。【防災課・建築住宅課】
- ・ 災害時の避難場所を確保するため、都市公園等の計画的な配置・整備・維持管理を積極的に推進する。【防災課・都市政策課・土木建設課】
- ・ 火災の延焼を防止するため、防災対策の普及啓発を進め、建築物の不燃化を促進する。【消防本部・建築住宅課・都市政策課】
- ・ 火災の延焼防止を図るため、街路整備を推進する。【土木建設課・都市政策課】
- ・ 都市防災を推進するため、都市計画法に基づいた適正かつ安全な土地利用への誘導規制を促進する。【都市政策課】

(液状化危険地域の予防対策)

- ・ 公共建築物の液状化対策技術の情報収集・習得に努めたうえで、市有施設の設計に活かす。【施設所管課】
- ・ 公共土木施設は、工事箇所やその周辺環境に応じて、地盤改良や構造物の施工、並びに地形、地質、地盤、植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析したうえで、最も優れた工法により個別に対応する。【土木建設課】
- ・ 地震時に法面崩壊等が発生する可能性があることから、道路施設の被害を防止する。【土木建設課】

(地籍調査の推進)

- ・ 迅速な災害復旧・復興を図るため、引き続き国・県と連携して地籍調査事業を促進する。【用地開発課】

4) 危険物施設の安全化

(消防法に定める危険物施設の予防対策)

- ・ 消防本部及び各事業者が計画的に防災教育や防災訓練を行う等、災害対応の強化を図るとともに、消防本部は、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。【予防課】

(火薬類施設の予防対策)

- ・ 消防本部は、地震により発生する火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく立入検査等により火薬類施設に対する地震・津波対策の徹底を図る。【予防課】

(毒劇物取扱施設の予防対策)

- ・ 平時から、毒劇物取扱施設の実態把握に努め、火災予防上の指導を行う。【予防課】

(3) 保健医療・福祉、教育

1) 保健・医療救護体制の強化

(医療救護体制の強化)

- ・ すべての医療救護活動の統制を可能とする体制の強化を図るため、平時より関係機関相互の情報共有を推進する。【防災課・いきいき健康課・市立病院・警防課】
- ・ 島根県や医師会等の関係機関と連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。【防災課・いきいき健康課・市立病院・警防課】

(医療救護体制に係る防災訓練)

- ・ 医療救護を円滑に行うために、各種訓練を継続的に実施する。【防災課・警防課・市立病院】

(医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化)

- ・ 医療資器材の集積所、救護所、避難所等における医薬品等の輸送について平時から、関係機関相互の情報共有及び供給・確保体制の強化を図る。【防災課・いきいき健康課】
- ・ 医薬品等の仕分け、管理について薬剤師等専門知識を持ったマンパワーが必要であることから、薬剤師会等に協力を求めるなど医薬品管理体制の強化を図る。【防災課・いきいき健康課・市立病院】

(防疫・保健衛生体制の強化)

- ・ 感染症等の発生と流行を未然に防止するため、関係機関・団体との連携を図り、防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を強化し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容に習熟する。【いきいき健康課・環境政策課】
- ・ 保健所と連携し、災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ体制を整備し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容に習熟する。【いきいき健康課・環境政策課】

(防疫用薬剤及び器具等の備蓄)

- ・ 緊急の調達が困難となることも予想される消毒剤、消毒散布用機器、運搬機器等については、平時からその確保に努める。【いきいき健康課・環境政策課】

(被災者の健康管理)

- ・ 島根県災害時公衆衛生活動マニュアル（H26年度策定済）を元に、保健師に対して、訓練・研修を実施し習熟に努める。【いきいき健康課】

(動物愛護管理体制の整備)

- ・ 関係団体と協力し、負傷動物、放浪動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。【環境政策課】

2) 要支援者対策

(避難行動要支援者等支援体制の構築)

- ・ 避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。【防災課・福祉課】

(社会福祉施設等における対策)

- ・ 県内、近隣市町村の同種の施設等と災害協定を締結するよう指導し、併せて、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。【福祉課・介護保険課】

3) 各施設の災害予防

(社会福祉施設等の災害予防)

- ・ 耐震性が把握されていない民間社会福祉施設を対象に、経費助成制度を活用して耐震診断を推進し、耐震改修を促進する。【福祉課・介護保険課】
- ・ 社会福祉施設設置者における避難スペースの整備等を促進する。【福祉課・子ども未来課・介護保険課】
- ・ 有事における適切な救急医療体制確保や施設の耐震化、機能の向上を図るため、病院の施設整備を進める。【いきいき健康課・地域医療推進室・市立病院】
- ・ 養護老人ホームは、老朽化が進んでいることから、施設の耐震化、機能の向上を図るため、施設整備を進める。【福祉課】

(学校等の避難計画の策定)

- ・ 学校施設の安全性を確保するため、改築、新築、修繕の際には、建築基準法等に基づく耐震化、不燃化を推進する。また非構造部材の耐震化を推進する。【教育総務課】
- ・ 策定された計画等の不断の見直しを行うとともに、学校安全研修等を通じて、計画の充実を図る。【学校教育課】
- ・ 保育所・認定こども園等の施設間の連絡・連携体制の構築に努める。【子ども未来課】

(4) エネルギー、ライフライン

1) エネルギー対策

(再生可能エネルギー等の導入の推進)

- ・ エネルギーの供給源の多様化等の視点から、地域における再生可能エネルギー導入等の取り組みを支援する。【環境政策課】
- ・ 災害時における避難施設等のエネルギー確保のため、公共施設への再生可能エネルギー設備と蓄電設備の導入を検討する。【防災課・環境政策課】

2) ライフライン施設の安全化

(電気施設の安全化)

- ・ 定期的に発電施設及び周辺巡視を行い必要に応じて施設の安全対策を実施する。【環境政策課】
- ・ 自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応についてマニュアルの充実を図る。【環境政策課】

(ガス施設の安全化)

- ・ 地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令に基づく保安検査・立入検査等により、地震・津波対策の徹底を図る。【予防課】
- ・ 高圧ガスの漏洩を防止するため、ガス施設の安全性の向上、防災訓練実施等の予防対策の推進を指導し、情報提供を行う。消費者に対しては、自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応について啓発を行う。【予防課】

(水道施設の安全化)

- ・ 水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、計画的な施設の更新を行う。【水道管理課・水道工務課】
- ・ 災害時に、水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から、日本水道協会島根県支部等の関係機関との連携強化を図る。【水道管理課・水道工務課】
- ・ 水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。【水道管理課・水道工務課】
- ・ 災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。【水道管理課・水道工務課】
- ・ 水道施設の安全性を確保するため、耐震計画を含めた施設管理基本（長寿命化）計画を事業ごとに順次策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。【水道管理課・水道工務課】
- ・ 原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた研修を定期的実施するよう努める。【水道管理課・水道工務課】
- ・ 平時から日本水道協会島根県支部等と情報共有を図り、災害に備え復旧用資機材の保持や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。【水道管理課・水道工務課】
- ・ 災害発生時における日本水道協会島根県支部ほか関係機関との連絡方法についてNTT回線以外の代替方法についても検討する。【水道管理課・水道工務課】
- ・ 渇水対策に関し適切な時期に関係者間で調整を実施する。【水道管理課・水道工務課】

3) 原子力安全・防災対策の推進

(原子力安全対策の推進)

- ・ 安来市、出雲市、雲南市及び中国電力(株)の四者で締結している「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」）に基づき、島根原子力発電所の運転状況の把握、平時及び異常時における連絡、現地確認等を実施し、市民の安全確保と環境の保全に努めるほか、原子力防災学習会の開催等による原子力発電に関する知識の普及啓発を図る。【防災課】
- ・ 島根原子力発電所2号機の新規制基準に基づく安全対策については、審査状況をよく把握し、安全協定に基づき適切に対応する。【防災課】
- ・ 運転終了した島根原子力発電所1号機については、原子力規制委員会において廃止措置計画の認可を受ける必要があることから、2号機と同様に、安全協定に基づき適切に対応する。【防災課】

(原子力防災対策の推進)

- ・ 発電所に万が一の事態が生じた場合に備え、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、平時から原子力防災対策を推進する。【防災課】
- ・ 広域避難計画の作成、避難退域時検査や避難行動要支援者への対応を含む広域避難体制を整備する。通信連絡体制の整備、原子力防災資機材の整備、防災業務関係者の人材育成、安定ヨウ素剤の配布等を行う。【防災課】
- ・ 原子力災害対策指針の改定等を受け、地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画を見直すほか、原子力防災訓練を実施するなどして、緊急時における原子力防災体制の充実を図る。【防災課・警防課】

(5) 情報通信

1) 情報伝達体制の整備

(市民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・ 市民への情報伝達手段を把握し、適切に運用するためのルールの方策、運用方法の習熟を図る。【防災課・秘書広報課】
- ・ 携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。【DX推進課】

(報道機関との連携体制の整備)

- ・ 多様な手段で広報できるように、報道機関との連携体制を構築する。【秘書広報課】

(災害用伝言サービス活用体制の整備)

- ・ 通信が輻輳した場合でも情報通信手段として有効な災害伝言サービスの活用を進める。【防災課】

(地域における要配慮者対策（外国人対策）)

- ・ 外国人住民にやさしい日本語や多言語による防災情報提供及び災害情報伝達をするため、情報発信体制を整備する。【政策企画課】

(情報収集管理体制の整備)

- ・ 災害情報の収集・伝達能力を向上させるため、広域災害救急医療情報システムの利用を前提としつつ、複数の通信手段を整備する。【防災課・いきいき健康課・通信指令課】

(6) 交通・物流

1) 交通施設の安全化、輸送路の整備等

(交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応)

- ・ 災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。【都市政策課】
- ・ 緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、隣接する市町へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。【都市政策課・土木建設課】
- ・ 地震等の災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、緊急輸送道路等重要道路の橋梁耐震化、無電柱化、法面等の危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。【土木建設課・DX推進課】
- ・ 災害時の避難路及び緊急輸送道路として、市道、農道、集落道、林道の整備を着実に進める。【土木建設課・農林整備課】
- ・ 緊急輸送道路等の沿道に架かる橋梁や建築物等の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。【土木建設課・建築住宅課】
- ・ 災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。【土木建設課・農林整備課・警防課・通信指令課】
- ・ 災害発生時、道路管理者の責務として、市管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。【土木建設課】

(工作物対策)

- ・ 地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするため、擁壁・ブロック塀の耐震対策の啓発を進め、所有者等に耐震化を促す。再掲
【建築住宅課】

2) 交通規制体制の整備等

(交通規制の実施責任者、交通規制の実施体制の整備)

- ・ 災害発生時、道路管理者の責務として、市管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。【土木建設課】

3) 輸送体制の整備

(輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化)

- ・ 災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練等を通じて連携強化を図る。【防災課・警防課】

(輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定)

- ・ 大型トラックや船等による救援物資等の輸送手段を確保するため、緊急時の連絡体制等について、関係機関と連携を図る。【防災課】

(道路寸断への対応)

- ・ 災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。**再掲**【土木建設課・農林整備課・警防課・通信指令課】

(公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備)

- ・ 災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、平時から関係機関との会議等を通じて、情報収集・共有等の連携体制を強化する。【防災課・地域振興課】

4) 調達体制の整備

(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・ 災害時に必要となる物資等について、地理的条件や災害の被害想定を踏まえた備蓄・調達・輸送、配備状況の情報収集や提供を行える体制の強化を図る。【防災課】
- ・ 災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練等を通じて連携強化を図る。【防災課・警防課】
- ・ 食料供給体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、食料調達協定を締結する業者の連絡窓口や調達可能数量の確認を行い、必要に応じて協定内容の見直しを行う等の連携体制の強化を図る。【防災課】

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・ 燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。【防災課】

(7) 経済産業

1) 企業における防災対策等

(事業所における防災の推進等)

- ・ 企業（事業所）における防災組織の整備を促進するため、関係機関の協力体制の確立に努める。【防災課・定住産業課】
- ・ 企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供等を推進し、事業継続マネジメント（BCM）構築を促進する。【防災課・定住産業課】
- ・ 企業（事業所）における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災・減災力向上を図る。【防災課・定住産業課】
- ・ 事業所に地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。【防災課・定住産業課】

2) 帰宅困難者対策

(帰宅困難者への対応)

- ・ 帰宅困難者の支援を行うため、民間企業との協定締結を推進し、支援店舗の拡大を目指す。【防災課・定住産業課】
- ・ 大規模集客施設等の管理者に対して、誘導體制の整備を促す等、帰宅困難者対策を行う。【防災課・定住産業課】

(帰宅困難者対策（観光客）の推進)

- ・ 帰宅困難者対策や安否確認手段について、平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて滞在場所の確保を推進する。【防災課・観光振興課】
- ・ 旅館・ホテル等に対し、観光客を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等や避難誘導體制の整備を促す等、帰宅困難者対策を行う。【防災課・観光振興課】

3) 農林水産基盤の強化

(農業基盤施設の安全化)

- ・ 安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所についてはハザードマップ等を作成し市民へ情報提供する。【防災課・農林整備課】
- ・ 農業用排水施設等の機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的な整備や老朽化、機能保全対策を推進していく。【農林整備課】

(食料生産基盤の整備)

- ・ 食料の安定供給に資する農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進していく。【農林整備課】

(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・ 耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金等による支援をしていく。【農林振興課】

(広域応援協力体制の整備)

- ・ 災害時の応急対策等をより迅速・的確に行うために、各種応援団体との協定について確認し、連携を図る。【防災課・農林整備課】

(8) 国土保全

1) 河川・海岸の災害防止

(河川等の氾濫の防止対策)

- ・ 洪水等の被害を防止し、治水安全度を高めるため、国や県と連携を図り直轄治水事業を促進させるとともに、堤防の安全性向上や内水排除の対策工事を含めた河川改修等、治水対策を着実に進める。【土木建設課・都市政策課】
- ・ 出水時に迅速な河川巡視と的確な水防情報の伝達を行うため、平時から重要水防区域や危険箇所の把握、周知を図るとともに、水防情報システム等により、出水に迅速に対応できる体制を確立する。【防災課・警防課】
- ・ 出水時に市街地等の浸水を防ぐため、水防活動の実施に資する水防資材器具等の充実を図る。【防災課・土木建設課・警防課】
- ・ 河川の水門・樋門等の河川管理施設等について、長寿命化計画を策定し、計画的な点検・管理等を行っていく。【土木建設課・農林整備課】

2) 土砂災害等の災害防止

(土砂災害の防止、公共土木施設の安全化)

- ・ 山地災害の防災・減災を図るため、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせ総合的に実施する。【農林整備課】
- ・ 老朽化した治山施設（地すべり防止施設含む）について計画的に補修・更新等長寿命化対策を実施する。【農林整備課】
- ・ 地域住民の協力を得て、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定を推進するとともに、重要度に応じ、順次防止工事を実施する。【土木建設課・都市政策課】
- ・ 土砂災害による人的被害を防ぐため、避難所、要配慮者利用施設など緊急度、必要性の高い箇所の整備を引き続き重点的に推進する。【防災課・施設所管課】
- ・ 既存の砂防関係施設については、関係機関と調整を行い、老朽化施設について計画的に補修・更新等の長寿命化対策を推進する。【土木建設課】
- ・ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の周知のため、各種広報や防災学習会等を実施する。【防災課・建築住宅課】
- ・ 危険住宅の安全性確保のため、土砂災害特別警戒区域の指定がされた区域の住宅の移転等の促進を図る。【建築住宅課】
- ・ がけ地崩壊等により、生命に危険を及ぼす区域にある住宅の移転等の促進を図る。【建築住宅課】

(森林整備の実施)

- ・ 適切な森林の整備と保全を図るため、人工林等において森林整備対策を実施する。
【農林振興課】

(9) 環境

1) 生活環境に関する施設等の安全化

(下水道施設の安全化)

- ・ 災害発生時の公衆衛生を確保するため、公共水道施設の耐震化や策定済みの長寿命化個別計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。【下水道課】
- ・ 災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、BCPを活用した訓練や災害対策マニュアル等の見直しを実施する。【下水道課】

(農業集落排水の機能保全)

- ・ 農業集落排水施設等について、計画的に機能保全対策や耐震化を支援していく。【下水道課】

(廃棄物処理体制の整備)

- ・ 災害時に、廃棄物を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携など県・市町村による廃棄物処理の仕組みづくりを促進する。【環境政策課】

(し尿処理体制の整備)

- ・ し尿を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携など市によるし尿処理の仕組みづくりを促進する。【環境政策課】

(10) 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）

1) 避難訓練

(避難情報の基準の策定・避難体制の整備)

- ・ 市及び防災関係機関の避難計画の策定を進めるとともに、市民が安全・的確に避難行動を行うための体制を整備する。**再掲**【防災課】

(避難行動要支援者等支援体制の構築)

- ・ 避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。**再掲**【防災課・福祉課】

2) 防災組織等の活動環境の整備

(自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備)

- ・ 災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団に対し、関係機関が実施する教育訓練等を支援するとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。【防災課・消防総務課・警防課】
- ・ 災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から関係機関との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。
【防災課】
- ・ 災害時における対応に災害弱者の生活への配慮が十分になされるようにするため、人権の視点に基づく防災講座等の活動を県と連携し実施する。【防災課・人権施策推進課】
- ・ 外国人住民に対する災害時支援を円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から外国人住民との「顔の見える関係づくり」を目指して、各種ボランティア登録を進めるとともに外国人支援環境の整備を図る。【政策企画課】
- ・ 日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成や普及啓発に努める。【防災課・福祉課】

(災害復旧の担い手の確保)

- ・ 建設産業における担い手の育成・確保を図るため、建設業界団体と行政が連携して、若年者の入職・定着の促進に繋がる取り組み（魅力発信・イメージアップ、技術者・技能者の育成等）を推進する。【財政課】

(支援協定締結団体との連携強化)

- ・ 「大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対応訓練を実施し、体制の強化を図る。【防災課】

(地域コミュニティの維持)

- ・ 災害発生時における、地域住民や地域コミュニティの対応能力向上のため、地域運営の仕組みづくり（小さな拠点づくり）を進めるとともに、安来市創生総合戦略に基づく人口減少対策を推進する。【地域振興課・政策企画課・広瀬地域センター・伯太地域センター】

(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・ 耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金等による支援をしていく。再掲【農林振興課】

3) 防災教育

(市職員及び市民に対する防災教育)

- ・ 職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、市民に対し、広報媒体や出前講座等を通じて防災知識の普及啓発を図る。【防災課・人事課】

(市民に対する防災教育)

- ・ 災害時の被害を抑えるため、家庭でできる予防・安全対策や、災害時に取るべき行動など防災知識について、市民に普及啓発を図る交流センター等の取り組みを支援する。【防災課】

(学校教育における防災教育)

- ・ 学校安全計画に基づく避難訓練等の確実な実施について推進するほか、新たに教科書で取り上げられる東日本大震災の様子や津波防災教育の取り組み等、震災をより身近なものとして感じながら学び、課題意識を持って行動できる児童・生徒の育成を図る。【学校教育課】

(11) 横断的分野（老朽化対策）

1) 建物の老朽化対策

(建築物の老朽化対策)

- ・ 市有建築物の安全性を確保するため「安来市公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設管理者において施設の長寿命化等を計画的に進める。【施設所管課】

(農林水産公共施設の老朽化対策)

- ・ 農林水産公共施設の安全性を確保するため、「安来市公共施設等総合管理計画」に基づき「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める。【農林振興課・農林整備課】

(公共土木施設の老朽化対策)

- ・ 公共土木施設の安全性を確保するため、「安来市公共施設等総合管理計画」に基づき、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める。【土木建設課】
- ・ 国や県、市町村等からなる島根県道路メンテナンス会議において老朽化対策の強化を図っていく。【土木建設課】